

平成29年4月5日

(令和元年11月13日改定)

大阪高等裁判所事務局総務課

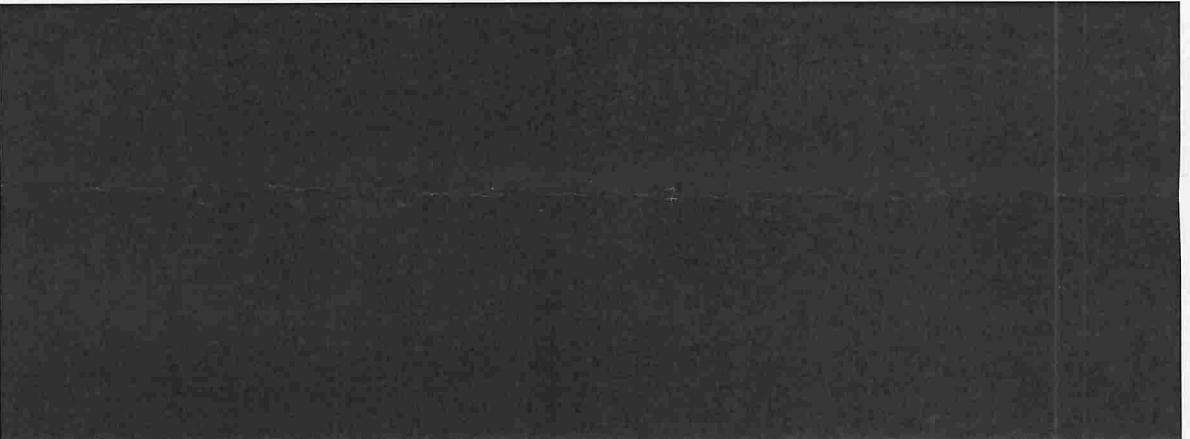
大阪高等裁判所民事部

大阪高等裁判所刑事部

裁判部における大阪司法記者クラブ名簿の利用に関する運用
について

- 1 総務課広報係は、大阪司法記者クラブ名簿（以下「記者クラブ名簿」という。）が更新された場合、記者クラブ名簿の写しを、民事訟廷庶務係及び刑事訟廷庶務係に対して、速やかに配布する。配布する部数は、民事訟廷庶務係に15部、刑事訟廷庶務係に6部とする。
- 2 民事訟廷庶務係は、各部及び民事訟廷記録係に対し、刑事訟廷庶務係は、各部に対し、総務課広報係から受領した記者クラブ名簿の写しを速やかに配布する。

3



4 事件部等及び総務課は、記者クラブ名簿の写しを、保有個人情報に関する通達等の定めに従い、施錠のできる保管庫に保管する等して、適切に管理する。また、内容が更新される等して不要となった記者クラブ名簿の写しについては、保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により廃棄する。